

徳島県立総合看護学校管理規則の一部改正（案）の概要

1 徳島県立総合看護学校管理規則について

この規則は、徳島県立総合看護学校の管理に関し、「定員」「教育の内容」をはじめ「入学出願手続き等」「入学試験等」など、必要な事項を定めるもの。

2 改正の趣旨

徳島県立総合看護学校は、卒業生の県内就職率が高く、本県地域医療を支える重要な役割を果たしています。現在、看護師の確保が求められる中、今後も安定的に看護師を県内医療機関等へ送り出すためには、高等学校新卒者に限らず、社会人をはじめ、多様な人材を確保することが重要とされております。

このため、令和7年度入学試験（令和6年度実施）より第一看護学科に社会人入試（採用）枠を導入し、学科試験の一部を免除するための規則改正を行うこととしました。

3 改正内容

社会人入試（採用）枠は、現在の推薦入試（学校推薦）と同等の扱いとするため、徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

社会人入試（採用）枠を受ける者は、第六条により「履歴書」を提出することとし、第七条により学校推薦同様、学科試験の一部を免除することに改める。
（→別紙「新旧対照表（案）」参照）

4 施行日

令和6年4月1日